

協同農業普及事業の実施に関する方針

京 都 府

令和3年2月

目 次

はじめに	1
第1 農業・農村の現状と普及事業の問題点	2
第2 普及事業の基本方針	6
第3 普及事業の活動内容（普及指導活動の課題）	8
第4 普及指導員の資質の向上に関する事項	13
第5 普及指導活動の方法に関する事項 （普及指導員の配置に関する事項）	16
第6 その他協同農業普及事業の実施に関する事項	22

はじめに

現在、我が国の農業・農村は、農業就業者の減少や高齢化、農業所得の減少、農地の荒廃、集落機能の低下、地球温暖化や災害への対応、東日本大震災からの復興等の課題を抱えている。このような状況に的確に対応するため、国は、直接農業者に接して支援を行う普及指導員が、その特性を十分に発揮し、技術を核として、農業者と地域の関係者等との結び付きの構築等を通じて農業者の所得の向上と地域農業の生産面・流通面等における革新を総合的に支援する役割を果たすよう、令和2年8月に「協同農業普及事業の運営に関する指針」を制定した。

京都は千年の都として栄え、古くから農業者は料理人のニーズに応える最高の農産物を生産し、研鑽を重ね、現在においても京野菜、宇治茶をはじめ、伝統があり、高品質で特色ある食材が京の食文化を支えている。

そのような中、近年ではこれら農産物の生産においては、ICTやセンシング、ロボティクス等のスマート農業技術の開発が加速しており、農作業の省力化、データに基づく生産、技術の可視化による技術伝承等で活用が進みつつあり、このような技術の一層の導入促進が必要である。

また、近年、地球温暖化に伴う急激な気候変動や自然災害による農業被害が多発しており、今後は自然と共生しつつ食料の安定供給の役割を果たす等豊かで健康的な社会に貢献することが必要となっている。

一方で、府内農山村の状況をみると、過疎・高齢化が進み、農業の衰退や農耕地の荒廃、野生鳥獣被害が深刻化し、農業就業人口は5年前に比べ25%（4,385人）減少し、直近の傾向が続くと基幹的農業従事者は2030年には7,000人程度（2015年現在17,463人）となる可能性もある。

そのため、農業・農村の維持・発展に向けては、担い手の確保・育成や省力化技術導入、農地の集積等による農業生産性の向上が必要となる。

今後の京都府の協同農業普及事業は、「京都府総合計画」と「京都府農林水産ビジョン」に掲げた施策の推進役として普及指導員を置き、農業者や地域住民に接して農業経営及び農村環境・生活条件の改善に関する科学的技術及び知識の普及・支援を行い、農業・農村における緊急かつ重要な課題解決を図ろうとするものである。

以上の農業・農村の情勢を踏まえ、府民満足の最大化を目指した施策推進を展開することを基本的な視点とし、本府の「協同農業普及事業の実施に関する方針」を制定する。

第1 農業・農村の現状と普及事業の問題点

1 担い手の高齢化と減少に対する人材確保が必要であるが、法人や集落営農、新規就農者、多様な担い手への支援が不十分

京都府内の農業就業人口はこの5年間で25%が減少しており、産地で高度な技術を持つ担い手の高齢化によるリタイアが進んでいるものの、これからの農業を支える中核として期待されている農業法人数は46.3%増加している。

また、農業集落組織については、地域の農地や農業用施設の維持・管理を行ってきたが、担い手の高齢化や減少により継続的な運営が難しくなっている。

しかし、これまでの京都府の普及事業では女性、高齢者を含む多様な担い手に対して、生産組織等への集団指導を中心とした生産技術支援を行ってきており、集落営農組織の経営強化や経営発展を目指す農業者や法人に対しては、関係機関と連携して支援している事例は増えているものの、まだ十分な支援が行えていない。

一方、農外からの新規参入者や意欲ある若い就農者は増加しており、発展段階に応じた伴走支援を行っているが、技術知識や経験、資金が不足し、収益が安定しないことが多い。

また、農福連携や企業に就職しながら副業・兼業で農業に就業する半農半X実践者、外国人就労等が、今後農業を支える担い手と考えられるが、農業への雇用の取り込みや、雇用するための環境整備はまだ不十分である。

さらに、女性農業者は、農業就業人口の約半数を占め、経営参画や起業活動も増え、農業の担い手として重要な役割を担っているが、女性農業者の労働環境についての理解や整備は不十分な状況である。

2 経営革新をめざす経営体に対する支援や実需者とのマッチングが不足

平成27年11月に発足した京の農業応援隊は、従来の市場出荷中心の経営から販路拡大や6次産業化等経営の多角化や大規模経営を目指して経営革新・経営向上に取り組む農業者に対応するため、農業・商工業の関係機関が情報を共有し、連携して、新技術の導入や商談会等を活用した販路開拓、専門家派遣を活用した経営支援等を行ってきた。

一方、増加している農業法人への人材育成を含む経営支援や継続的な経営を実現するための集落営農に対する支援については、要望が増加傾向にあるが、要望を受けた農業法人や集落への対応にとどまっている。

また、食生活や家族形態、コロナ禍での新しい生活様式の導入に伴うライフスタイルの変化、多様化に伴い、内食・中食の割合が増える等、実需者の要望も変化しており、食品関連企業と産地とのビジネスマッチング等、商工業者と連携して需要をうまく取り込み、対応できる生産体制が十分ではない。

3 中山間地域や小規模経営等に対応したスマート農業技術の導入を模索中

京都府では、令和元年度に「スマート農業推進プロジェクトチーム」を立ち上げ、普及センター、農林水産技術センター、農業ビジネスセンター京都、本庁関係課による一体的な推進体制の下、スマート農業推進の課題整理と今後の活動方向を共有してきた。

ＩＣＴやドローン、センシング等のスマート農業技術については、今後の人口減少や高齢化を見据え、省力化や技術伝承に必要な技術として、国のスマート農林水産業加速化実証プロジェクト事業や府のスマート農林水産業実装チャレンジ事業等を活用して現地導入が進みつつある。しかし、導入事例が少なく、十分に普及しているとは言えず、導入事例から現場での要望を集めつつ、スマート農業技術を活用したビジネスモデルを構築していく段階である。

全国的に、スマート農業技術は、農業機械メーカーやＩＣＴ企業等が主導して平場での大規模生産を想定した技術として普及が進められている。このため、機械が大型化し、導入コストが高くなり、中山間地域が多く経営面積が小さい京都府では、費用対効果が不明である。

また、府育成品種や伝統野菜等特色ある品目に対しては、メーカーが開発したスマート農業技術がそのまま使えないこともある。

さらに、産地で高度な技術を持つ担い手の高齢化によるリタイアが進み、技術が失われることが懸念されている。

4 野生鳥獣被害により営農意欲が減退、過疎高齢化農山村地域の集落機能維持が困難

野生鳥獣による農作物被害は、各地域における「野生鳥獣被害対策チーム」による取組等により、平成２５年度の４億８千５百万円から令和元年度には２億７千４百万円に減少しているが、防護柵の点検・メンテナンスや集落ぐるみでの追い払い等の労力も多く、被害の減少につながっていない地域では営農意欲が減退している。

また、捕獲した鳥獣をジビエとして活用するための処理施設や労働力も足りておらず、ビジネスとして成立している事例は少ない。

農村地域の人口減少は都市部と比べてより深刻であり、小規模な農村地域を中心として住民の減少、特に若者の減少による担い手不足のため、農地や農業用施設の維持・管理を行う集落の活動が停滞しつつあり、耕作放棄地の増大等の問題が発生している。

さらに、普及指導員が過疎高齢化の進む農山村集落に入り、複数の集落が連携して、地域課題の解決に取り組む体制づくりや特産品開発等の地域ビジネスおこし等、地域再生の土台づくりを進めた結果、新たな所得機会の確保や移住者の増加等につながったものの、さらなる人口減少に伴う集落機能の維持については、依然として深刻な状況である。

5 気候変動による農作物への影響や感染症の流行等予期せぬ事態が起こった場合の技術指導や情報伝達の対応が懸念

近年、地球温暖化の影響によるゲリラ豪雨や台風により、農作物や農業用施設に対する被害が多発している。平成30年には台風21号が京都府南部を中心に甚大な被害を及ぼしたため、京都府では平成31年3月に園芸ハウス台風対策マニュアルを作成し、各地域で被害防止対策のための研修会を開催して、以降の防止策を徹底している。

また、地球温暖化による農作物への影響として、水稻の品質低下、果菜類や豆類の着果・着莢不良、害虫の多発等が問題となっている。

さらに、令和2年には、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言の発出等により経済活動が停滞したため、飲食店に出荷している農業者や観光農業等にも大きな経営損失が起こった。特にブランド京野菜等、料亭等に高級食材を提供する生産者は大きな打撃を受けている。普及センターは、これら影響を受けた農家に対して、コロナ関連支援事業の活用や販路拡大等に対する伴走支援を行っているが、感染症予防対策のため、巡回指導や集合研修等の現場活動が十分にできない状況にある。

そのため、メール配信やSNS、WEB会議システムを活用する等工夫して活動を行っているが、病害虫防除や生育診断等の技術支援や技術情報等の伝達を迅速に行う仕組ができていない。

6 環境にやさしい農業技術は面積拡大が緩やか、地産地消は直売所間の競争が激化

全国的に農業生産工程管理（GAP）を導入している産地が増加する中、普及センターにおいても、30名の上級指導員を育成し、生産者に対してのGAPの意義についての情報提供や取組の点検を行ってきた。その結果、宇治茶GAPや農協GAP等、生産者の自主的な取組が進みつつあり、第三者認証によるGAP導入産地は36農場になった。

しかし、GAPに取り組む農業経営体はまだ少なく、府内の産地の理解は進みつつあるものの、コストに見合うメリットが実感されず、関係機関を含めた取組の広がりには至っていない。

また、環境保全効果を発揮し地球温暖化防止に貢献するため、減化学合成農薬・減化学肥料栽培や有機農業等の栽培方法にこだわった農業者（有機農業者、エコファーマー、特別栽培農産物生産者等）を育成した結果、環境にやさしい農業技術を進める環境保全型農業直接支払制度の取組（平成28年度647ha→令和元年度659ha）や有機農業（平成28年度243ha→令和元年度268ha）は着実に進んでいるものの、面積拡大は微増でしかない。

食育の取組は、普及センターが活動支援を行ってきた女性グループや農業者から「き

ようと食いく先生」が多く誕生するとともに、食育活動を実践する農業者グループも増加してきた。今後も継続した取組によりノウハウを継承していく必要がある。

また、地産地消活動の拠点となる直売所については、小規模農家も含めて多様な農家が売れる喜びや消費者との交流による信頼関係の構築等により、やりがい感が高まり、消費者ニーズに応じたものづくりや作付計画の策定による少量多品目生産の拡大等が進んでいる。その結果、府内の販売総額は年々増加し、令和元年度実績で 61 億円となっている。

しかし、府内には小規模直売所が多く、品揃え不足による販売額の停滞、市場流通との競合、直売所の増加に伴う競争の激化が予想される。

第2 普及事業の基本方針

京都府農業の普及指導活動は、「京都府農林水産ビジョン」の3つの実現したい姿である、①ビジネス（魅力的な「産業」として夢あふれる農林水産業のイノベーションを実現）、②コミュニティ（地域の人々の希望と活力に満ちた農山漁村を実現）、③セキュリティ（防災対策や食の安全確保など安心・安全な地域社会を実現）及び地域振興計画を着実に実現するため、普及組織の機能や活動の特性を活かしながら、次の4つを基本方針とする。

1 意欲ある担い手や経営革新をめざす経営体への支援

小規模でも経営革新に取り組む農業経営体や特色ある取組を積極的に推進する経営体を伴走支援し、定量・定期・計画出荷できる生産者や安定した産地を育成することで、収益性を確保できる産業としての農業を支援する。

また、需要の高い品目への転換や拡大を加速化し、力強い産地づくりを進めるとともに収益の確保に結びつくマーケティング、新たな販路づくり等、販売方法や販路においても支援していく。

さらに、定年帰農や企業に就職しながら、新型コロナウイルス感染症の影響等によりライフスタイルを変化させ農業に従事する人等、多様な担い手の確保・育成を行う。

2 スマート農業技術の活用等による需要に応じた生産体制の強化と京の農業応援隊による新たなビジネスの展開

実需者の要望に応じた品目の選定や生産体制を構築するとともに、出荷調製施設の整備を伴う生産体制づくりを関係機関と連携して進め、一層の生産拡大を図る。

スマート農業技術を活用した省力化やモニタリング技術に基づく篤農技術の可視化による伝承について、経験の浅い新規就業者や高齢者でも取り組めるよう研究機関や農業ビジネスセンター京都等と連携して普及・定着に取り組む。

また、センシング機器やタブレット等の導入により、ICTを活用した迅速な普及指導活動を展開する。

さらに、新たな販路として海外にも目を向け、京野菜や宇治茶等の輸出に対応した総合的防除体系を確立する。

なお、販路拡大等の新たな農業ビジネスの展開に向けては、京の農業応援隊が伴走支援し、実現を目指す。

3 農山村地域の活性化と持続可能な地域づくりの推進

農村地域への新規参入者が定着できるよう農業技術・経営指導に取り組む他、里の公共員や地域おこし協力隊等と連携し、集落ぐるみでの地域活性化対策や地域おこしビジネスを推進する中で、地域のリーダーとなる人材の育成にも取り組む。

4 気候変動による影響や獣害対策、環境にやさしい農業等に対応した安心・安全な農業の推進

地球温暖化による異常気象や感染症の流行等、予期せぬ事態に対応した対策の導入や普及指導活動の方法を確立する。

また、鳥獣害対策については、「野生鳥獣被害対策チーム」の一員として被害対策に参画する。

さらに、府民の信頼に応える安心・安全な農産物の供給を支援するとともに、食の大切さやそれを支える農業の重要性を理解してもらうための食育の推進、地元の旬の野菜を食べる地産地消の取組等により生産者と消費者を結びつける橋渡しをする。

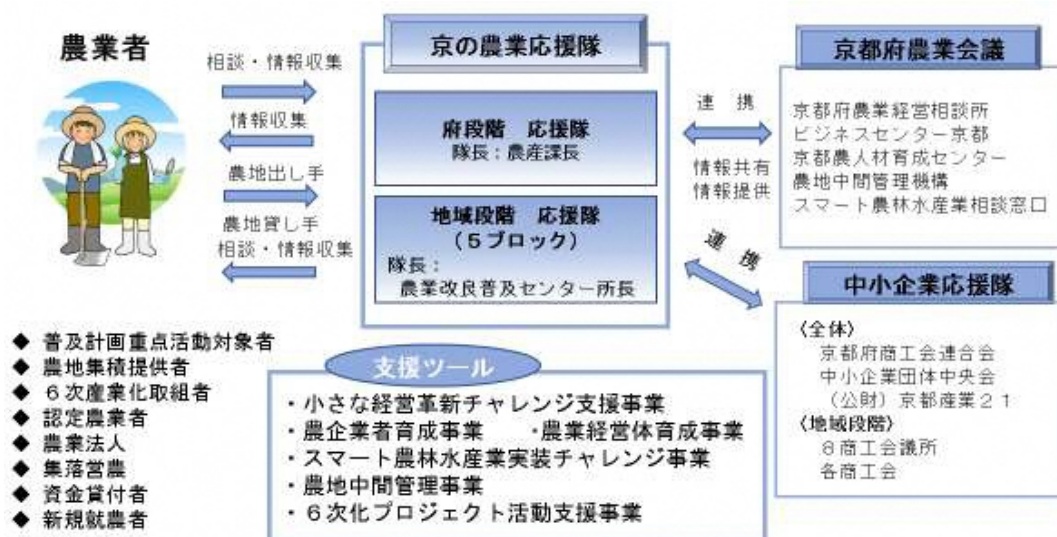
第3 普及事業の活動内容（普及指導活動の課題）

1 意欲ある担い手や経営革新をめざす経営体への支援

（1）京の農業応援隊による支援体制の充実

平成27年11月に発足した「京の農業応援隊」は、各地域段階で農業・商工関係の京都府職員や団体職員等、幅広い方々による地域農業応援隊（隊長：地域農業改良普及センター所長）を結成し、情報の共有化や連携を図りながら成長する農業を推進。

なお、京の農業応援隊は、以下に記載する「経営革新を目指す経営体」や「新規就農者」の支援を重点的に行う。



（2）経営革新をめざす経営体への支援

小規模でも経営革新に取り組む農業者や農業法人、集落営農組織、認定農業者等の企業の発展を目指す多様な担い手に対して、革新的技術の導入、販路開拓、生産基盤強化、6次産業化、農業ビジネス、地域ビジネス等の取組支援により、担い手の育成・農地集積・ものづくりを戦略的に推進する。

（3）新規就農者等への経営安定に向けた段階に応じた支援

新規就農者や後継者、若手経営者等に対し、農業大学校や京都農人材育成センターと緊密な連携を図り、マーケティングや販売、ICT技術の活用等の支援により、経営感覚を備え地域の農林水産業を牽引する意欲ある人材の確保・育成を行う。

本人の能力や経営の発展段階に応じ、基本技術の習得から販売・経営能力の向上を図る切れ目のない研修の実施、各種制度資金の活用による規模拡大、新たな部門

への経営展開についての相談・助言を行う。特に農外参入者に対しては、担い手養成実践農場制度や宇治茶実践型学舎、畜産人材育成研修制度の活用を図るとともに、企業的農業経営者育成研修制度の活用や後継者がなく経営移譲を希望する農業者の第三者経営継承を推進する等、就農場所をデータ化し情報提供する。また、就農希望者が農業法人で就業できるよう、農業法人に対し求人条件整備や求人発信、雇用条件整備について支援を行う。

2 多様な担い手への支援

(1) 定年帰農等多様な担い手の確保・育成

新型コロナウイルス感染症の影響で、ライフスタイルが変化する中、定年帰農や企業に就職しながら副業・兼業で農業に就業する半農半Xには、ライフスタイルに合った営農モデルを提案する等により、農業に軸足を置いた担い手を確保する。

農福連携では、農家と福祉法人等が互いの求めることを理解し合い、農業者は作業を細分化して福祉側に作業依頼する環境整備を行う等、今後農業を支える担い手として支援する。

なお、特定技能制度については、優良な労働力とみて、雇用の定着に向け雇用条件整備について経営者に働きかける。

また、農地不足が深刻な山城地域の京野菜生産法人等と、農地はあるものの担い手不足が深刻で収益力が弱く、将来の存続が危ぶまれる中北部の集落営農組織や生産者組織等とのマッチングを推進する中で、関係機関と連携して技術的な支援を実施し、中丹地域以北での京野菜生産、経営力の向上を図る。

さらに、京都援農隊については、担い手が繁忙期の人手不足時に効率的に活用できるように、助言する。

(2) 女性農業者への支援

平成28年に京の農林女子ネットワークを結成し、同年代の農林業に従事する女性のネットワークを通じて、経営能力の向上や労働環境整備に取り組んできた。今後は経営に参画する農林女子をロールモデルとして、経営を主として担う又は経営の一部門を分担できる能力を有する女性を積極的に育成する。

また、経営参画を促す家族経営協定を推進するとともに、農村社会における男女共同参画を推進するため、農業委員やJA理事等意志決定の場へ参画できる人材の育成を行う。

3 需要に応じた生産体制の確立と実需者とのマッチング

(1) 新技術や新規品目導入による生産体制の強化

食生活や家族形態、ライフスタイルの変化、多様化に伴う実需者の要望の変化に

対応し、水稻や既存品目について地域の条件や環境に適合した収益性の高い品目への転換を図り、京野菜や加工契約野菜等の生産力を強化するため、新規品目の農家への提案や新技術の導入、肥培管理や病虫害防除技術等の支援を行い、新たな産地づくりを進める。また、出荷調製設備の整備を伴う生産体制づくりを関係機関と連携して進めるとともに、定量、定期、計画出荷による生産者の所得確保に向けた技術・経営指導を行う。

土地利用型作物では、京都オリジナル米新品種や酒米の高品質安定栽培技術、京都府特産豆類の排水対策による湿害回避や難防除雑草に対する総合防除対策、高齢化や担い手の減少に対応した省力化技術等の実証・普及に取り組む。

さらに、早急に対応すべき現場課題は、タスクチーム活動を活用して迅速な解決に努める。

（２）多様な需要に対応した流通販売の展開

売れる商品生産のため、食料消費を取り巻くトレンドや府内外の消費者の志向（健康志向や食品の機能性）、コロナ禍での需要変化に対応した生産を目指すとともに、新しい生活様式にマッチした食べ方の提案、6次産業化、農商工連携による新商品開発を進める。

また、観光客の減少により大きな打撃を受けた高級食材を扱う業務向けの京野菜等について、需要に応じた生産に対する助言や情報提供を行うとともに、京の農業応援隊の活動として、関連業者との橋渡しを行い販売拡大を支援する。

京の食文化への注目度の高まりを好機ととらえ、中食・外食・加工需要の開拓、販路拡大も支援する。

さらに、新たな販路として海外にも目を向け、京野菜や宇治茶等の「京都ブランド」の輸出に向けては、相手国や品目ごとに対応した総合的防除体系を確立するとともに、輸出を志向する生産者への支援を行う。

４ スマート農業技術の活用による農作業の省力化等の経営向上や技術伝承

（１）スマート農業技術の実装による経営向上や技術伝承

「スマート農業推進プロジェクトチーム」を核に、研究機関や農業機械メーカー等と連携し、ＩＣＴやセンシング、ロボティクス等のスマート農業技術を、高齢化が進む中山間地域や京野菜・宇治茶等、京都府の地域性や特徴的な品目に対しても活用できるように改良等を行い導入を図る。

なお、導入に当たっては、省力化や栽培管理の高度化等について、講習会や現地実証を行い、必要に応じてカスタマイズするとともに、費用対効果を確認した上で現地導入に向けて慎重に支援する必要がある。家族経営等の小規模な経営体でも効率化につながる技術の導入を図る。

また、高額なスマート機器はイニシャルコストが大きな負担になるので、補助事業

の活用について助言を行うとともに、複数の集落や経営体でのシェアリングによる負担軽減やスマート機器を活用した作業受託による収入確保についても念頭に置き導入を図る。

センシングデータに基づく病虫害発生等のリスク管理等、ＩＣＴ技術を活用したハウス内環境の見える化や篤農技術等高度な栽培管理技術を可視化して普及することにより、栽培経験の浅い生産者でも早期に篤農家の技術に近づけるようにし、産地における栽培技術の高位平準化を図る。なお、篤農技術は産地の財産として継承できるよう保存に努める。

(2) ＩＣＴを活用した情報蓄積と共有による高度化

コロナ禍での新しい生活様式に対応し、ほ場のセンシングデータを生産者と共有し、タブレット等で分析手法の提示や習得を支援する等、ＩＣＴを活用して、栽培管理や病虫害防除等に対する迅速かつ高度な遠隔普及指導を行うことにより、農業者の栽培技術と経営の向上を図る。

また、タブレット等で現場の病虫害のデータを収集し、病虫害診断データベースの更新・充実を図る。

5 里の公共員等と連携した持続可能な地域づくりの推進

農山村集落活性化・再生を先導するリーダーの発掘や、リーダーが取り組もうとする活動への相談・助言等を通じ、地域農業の牽引役となるように人材育成を行う。

また、集落組織が脆弱な地域においては、組織の強化・再編等と併せてリーダー育成を支援する。

過疎・高齢化農山村集落の地域経済の活性化に向けて、里の公共員や地域おこし協力隊、ＮＰＯ、ＤＭＯ、企業等と連携し、特産品開発・販売、農家民泊等、地域の特長を生かした「なりわい」地域おこしビジネスの創出を支援する。

集落機能の維持に必要な新規就農者に対しては、農業所得が確保できるよう営農体系の提案や、6次産業化も含めた農業・加工技術及び経営の向上に向けた伴走支援を行う。

6 安心・安全な農業の推進

(1) 気候変動による農作物への影響や感染症の流行等予期せぬ事態に対応する伴走支援

地球温暖化に対応するため、農林水産技術センターで開発した水稻の新品種等新たに開発された品種、施設野菜や果樹果実の高温抑制技術の導入、多発する害虫の防除指導を行い、良質・安定した生産を図る。

また、台風等の災害対策としては、平成31年3月に作成した「園芸ハウス台風

対策マニュアル」を活用して、効果的な被害防止技術の普及を継続するとともに、農業共済や収入保険等のセーフティネットへの加入を促進する。

さらに、コロナ禍のような緊急事態が起こり、販路の減少又は出荷ができない状態に陥る等、経営が打撃を受けた生産者に対しては、直売やネット販売等の販路開拓支援等、農業者の労力・経営状況に応じた伴走支援を行い、早期の経営回復に努める。

（２）環境にやさしい農業の推進

GAP 指導者養成研修により育成した GAP 上級指導員を中心に、国内外の流通・取引において実需側から必要性が高まっている農業生産工程管理（GAP）の導入を支援するとともに、地域の核となる担い手（農業法人、認定農業者、集落営農、新規就農者等）に対して、GAP の理解促進や実践を支援することにより、一部の GAP 実践者から地域の農業者への波及を図り、GAP の実践を拡大する。

また、エコファーマーや特別栽培農産物、環境保全型農業直接支払制度等化学合成農薬や化学肥料の使用を低減する取組については、「人」と「環境」に配慮した農業生産を推進し、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に資するため、天敵を利用した害虫防除や耕種的防除技術等、環境にやさしい農業技術の普及を行う。

さらに、京都府有機農業アドバイザーとして登録した農業者と連携を図りながら、普及センター内に設置の有機農業相談窓口による相談活動や、有機農業者の意見交換会、販路開拓支援等を実施し、府内における有機農業の普及を支援する。

（３）野生鳥獣被害防止のために地域が取り組む対策を支援

各地域の「野生鳥獣害対策チーム」の一員として、被害を受けにくい品目の提案や対象地域の農業経済が維持できるように技術・経営面において伴走支援を行う。

有害鳥獣対策における ICT 技術については、常に研究機関や企業から情報を収集し、現地に提案できるように努める。

ジビエの利活用については、６次産業化の観点から特徴あるビジネスモデルに発展するよう支援する。

（４）食育・地産地消の取組支援

子どもをはじめ府民が食の大切さや農業の重要性を理解し、京の食文化を守り、次世代の子どもたちに継承するため、農業体験等の場づくりや「きょうと食いく先生」や生活研究グループ等、食育に関わる人材・ボランティアの育成について継続的に支援する。

消費者ニーズを踏まえた品揃えと情報発信を兼ね備えた魅力ある直売所づくりや学校給食等への地元農産物の供給拡大の橋渡し等、地産地消の取組を支援する。

第4 普及指導員の資質の向上に関する事項

1 向上を図るべき資質

(1) 重点を置く分野

普及指導員は、「京都府農林水産ビジョン」の実現に向け、農業経営、スマート農業技術、GAP、農商工連携、6次産業化、マーケティング等近年重要性が増した分野を重点に、施策推進に必要な高度な技術及び知識の習得に努める。

(2) 備えるべき資質

普及指導員が備えるべき資質は、次の2つである。

① スペシャリスト機能

農業者に対し地域の特性に応じて農業に関する高度な技術及び当該技術に関する知識（経営に関するものを含む）の普及指導を行う機能。

② コーディネート機能

地域農業について、先導的な役割を担う農業者及び地域内外の関係機関との連携の下、関係者による将来展望の共有、課題の明確化、課題に対応するための方策の策定及び実施等を支援する機能。

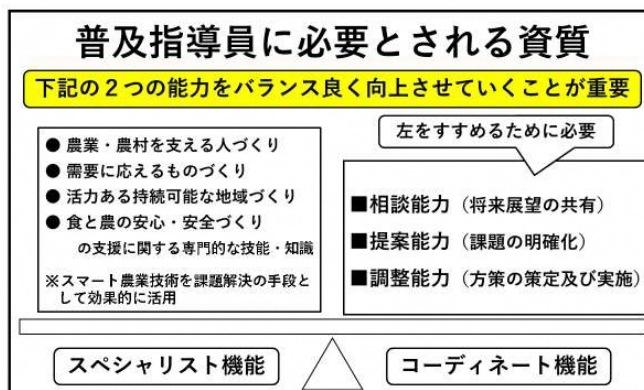
(3) 向上を図るべき資質

計画遂行のための能力向上については、普及組織に蓄積された経験等を参考としつつ、現場での課題抽出から解決までの一連の取組に責任を持って遂行することにより、継続的に研鑽するものとする。

また、スマート機器を活用したオンライン研修等の普及指導活動方法については、コロナ禍で生活様式が変化する中、すべての職員が実践できるよう習得に努める。

(4) 早期育成を必要とする普及指導員等の資質向上

スペシャリスト機能とコーディネート機能を兼ね備えた普及指導員としての責務を果たすため、普及指導員資格を有しない農業職の職員は、早期に資格を取得するように受験対策に取り組む。



2 資質向上の方法

(1) 研修体制

普及指導員は、京都府普及指導員等研修実施要領及び京都府普及指導員等研修計画に基づいて、府（農業革新支援専門員）や国（農林水産省他）が実施する研修（OFF-JT）や職場研修（OJT）等を組み合わせ、資質の向上に努める。

また、普及指導計画の調査研究計画は、問題点の把握、課題設定、調査方法、現場へのフィードバック等普及指導活動のプロセスを身につけることに役立つため、積極的に取り組む。

(2) 現場対応のための能力向上

農業革新支援専門員は、普及指導員が京都府の施策推進に必要な知識、情報や新任普及指導員の農家への指導に必要な栽培技術や関係知識を身につけるための現場対応能力向上研修を実施する。

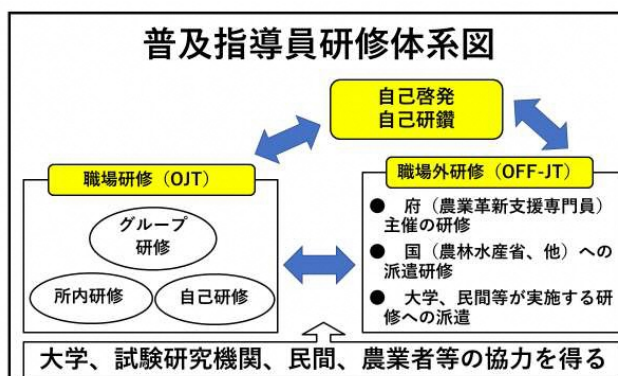
(3) 専門的分野の能力向上

普及指導員は、専門的な分野（作物や園芸等の技術的な分野に加え、農業経営、スマート農業、6次産業化等）については、大学、試験研究機関、先進的な農業者、民間企業等の協力を得て、農業者に必要な技術を見極められるよう、資質向上に努める。

また、他機関との連携に当たっては、必要に応じて農業革新支援専門員がサポートする。

(4) 職場における能力向上

資質向上に当たっては、職場研修（OJT）を最大限活用し、共通項目により職場全員で行う所内研修、分野別目的別のグループ研修、自己の技術知識を補う自己研修を組み合わせることとする。



3 人材育成の考え方

京都府内の農業者等の多様なニーズに対応していくためには、農業者等に対する実践的な指導能力、普及現場における課題解決能力の向上とそのための研修システムが重要である。

このため、京都府人材確保・育成指針（令和2年4月策定）の考え方にに基づき、普

及指導員の経験や役職等に応じた各段階及びその専門分野ごとに必要な資質向上を継続的に進め、普及事業に必要な人材の確保と適正な配置を進める。

近年、普及指導員の世代交代が進む中で、ベテラン普及指導員が若手普及指導員へ早急に技術を伝承しないと、普及組織に蓄積された技術や普及方法が途絶え、農業者への十分な支援ができなくなることが懸念される。

そのため、特に若手普及指導員の早期資質向上に当たっては、ベテラン普及指導員が現場に同行して技術・手法を見聞させる等、より早く効果的に伝えることが必要である。

さらに、新たに普及指導員として配置された者に対しては、3年を目安に専門幹や再任用職員等の経験豊富な職員をトレーナーとして配置する等、濃密なサポートが受けられるよう成長段階に応じた研修システムづくりを行う。

第5 普及指導活動の方法及び効果的な実施に関する事項（普及指導員の配置に関する事項）

1 普及指導活動の方法に関する事項

（１）農業者支援活動の充実強化

現場でのスマート機器による病虫害防除情報等の即時の情報提供や、農業者や関係機関とのデータの相互利用による情報共有や技術支援等について、迅速かつ効率的に実施する。

また、スマート機器を活用したオンライン研修の実施等、新型コロナウイルス感染症に対応した新しい生活様式での普及指導活動を行う。

さらに、スマート機器による活動記録や普及センター内での有用な活動等の情報共有を進める。

（２）民間等多様な機関との連携・協働

ア JA営農指導組織

普及組織は研究機関で開発された新しい技術の普及、生産組織の育成等を受け持ち、JA営農指導組織は、一般的な技術及び知識の指導を分担し、互いの役割を明確化する。そして京の農業応援隊として連携を図るとともに、それぞれの特性を活かした活動に努める。

イ 民間専門家

農業経営を総合的に支援する観点から、税務、労務、農産物の販売・PR方法、農産物加工等の専門的な部門については、農業経営相談所の専門家派遣等を積極的に活用する。

また、スマート機器メーカー、農機メーカー、農薬・肥料メーカー等の企業と連携して、新技術の導入について検討、普及する。

ウ マーケティング分野

地産地消を推進する観点から、これまでの市場出荷に加え、生産者の所得確保につながる新たな流通販売ルートの構築によるものづくりや販路づくりのため、流通業者や消費者団体、外食産業等の民間と農業者の橋渡し役として「KYO 農（の）食材御用聞き制度」を活用する等、積極的にコーディネートする。

（３）公的機関が担うべき分野の取組強化

食料の安定供給や農業・農村の多面的機能の発揮に必要な地域農業全体の維持・発展を目的とする活動（技術革新の推進、地域の合意形成、新規就農者の確保・育成、女性農業者の活躍推進、鳥獣被害対策、地球温暖化対策、自然災害への対応、環

境保全型農業の推進、農産物の安全の確保等に対する支援等生産現場から求められている活動)について、課題解決のためのビジョンを持ち、さらに持続可能な開発目標(SDGs)の達成を意識して各関係機関をコーディネートする役割を果たすように努める。

(4) 先進的農業者とのパートナーシップの構築

普及指導員は、京都府農業士等、先進的な農業者や地域リーダーとの意見・情報交換を密にし、新規就農者の育成や農業者等が持つ先進的技術の普及、実証ほの設置等による地域モデルの育成に当たって、これら先進的な農業者等との協働に努める。また、将来の地域リーダー等の育成に努める。

(5) 試験研究、農業大学校、大学等との連携の充実強化

ア 農業革新支援専門員は、普及現場の情報を行政につなぎ、政策立案、企画、実行の連絡調整を行う。また、試験研究機関と普及センターによるタスクチームの編成を支援し、現場の課題に対して試験研究で開発された新品種・技術等の速やかな現場移転等により解決するよう努める。

普及指導員は、研究成果が生産現場で円滑に活用できるものにするため、新たな技術開発の提案を積極的に行う。

農林水産技術センターの機能強化に伴い、農業現場や企業、大学等と連携し、研究開発から現場普及までを一体的に進める。

イ 農業大学校については、農業系高校を始めとする府立高校や京都農人材育成センター、普及センターと新規就農者等の情報を共有し、必要に応じて農業大学校卒業生、農業士等の地域リーダーや先進的な農業者の協力を得ながら、就農や就業に着実につながるよう、関係機関と一体的な取組ができるように努める。

ウ 普及指導活動の課題に応じて、国、独立法人研究機関、大学、民間企業等と積極的な産学公連携に努める。

(6) その他

ア 普及指導員等 OB との連携

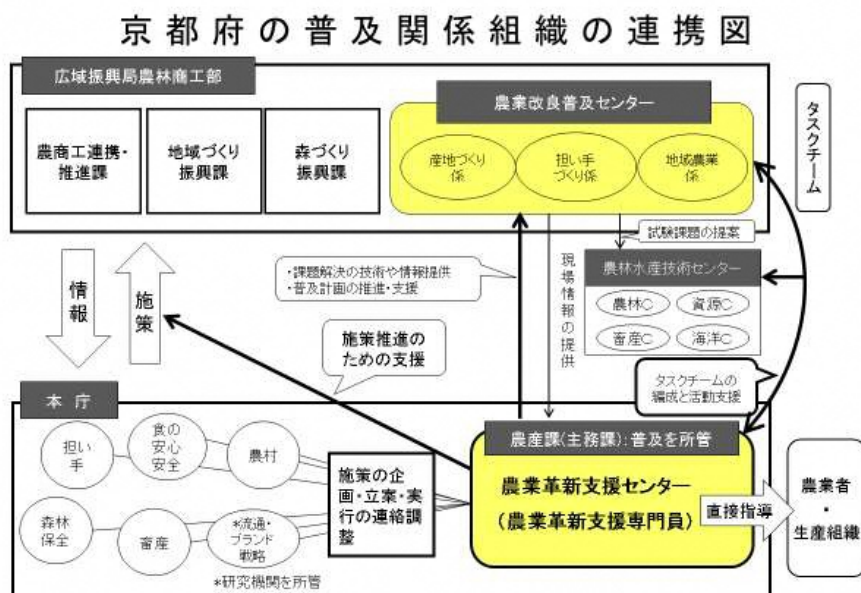
現地の情報提供、研修会の講師等、普及指導活動を補完する役割を果たしていただくため、普及センターからも情報を提供し、積極的に連携・活用するよう努める。

イ 都道府県間の連携

農業革新支援専門員は、全国ネットワーク会議に参加し、都道府県間の意見・情報交換を行い、普及活動指導の参考にする。

また、近畿ブロック調査研究会の活動等に積極的に参加して情報を共有すると

ともに、国や他の都道府県から情報提供等の依頼があった際には、可能な限り対応するよう努める。



2 普及指導活動の効果的な運営

(1) 普及指導計画の策定と評価

ア 外部評価と内部評価

普及指導活動について総合的に検討するために、評価を多元的に実施する。

(ア) 外部評価

農産課は普及指導活動の成果や活動体制等について、農業者や他の産業分野から客観的な改善意見を得るため、外部評価を実施する。

学識経験者、農業者、マスコミ等の有識者を構成員とする「京都府普及指導活動外部評議会」を設置し、主として、普及指導活動の評価方法、普及指導活動の成果や体制等の改善、普及センターが行う普及指導活動の推進等について意見を求め、次年度以降の計画に改善点を反映させる。

(イ) 内部評価

普及センターは、計画通りに実施され、各課題が到達目標に達成したか、また、活動方法が効果的・効率的であったかを反省、検討し、より適切な方法があれば、以降の活動内容に反映する。普及センターとしての実績とその要因分析を行い、普及指導体制や関係機関との連携状況も検討して総合的評価をまとめるため、内部評価を実施する。

イ 重点化すべき課題と対象

普及指導活動の実施に当たっては、地域の実情に応じて農業生産振興と農村集落の活性化支援を進めることとする。その際「京都府農林水産ビジョン」を中心に、課題の重点化（前掲：第3 普及事業の活動内容）を図り、ソフト面から支援することで、迅速な課題解決を図る。

また、具体的な普及指導活動の重点化すべき対象者は、「新規就農者」、「経営改善意欲のある個別経営体、法人」「集落営農組織」「生産部会等の生産組織」「定年帰農や半農半X等多様な担い手」等とし、現状把握を十分に行い、問題点を洗い出して普及課題と成果目標を設定する。

ウ 計画的、効果的な普及指導活動

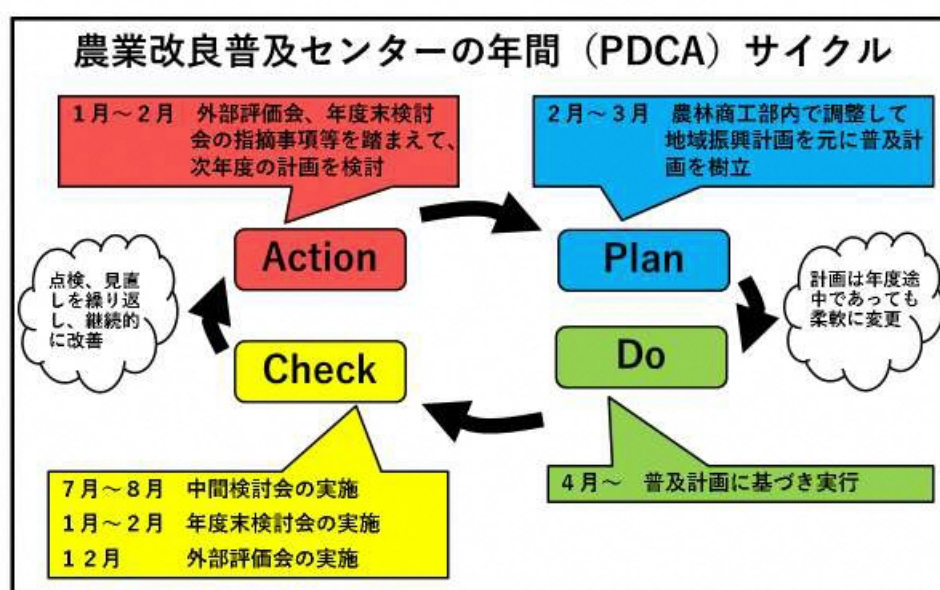
（ア）PDCAサイクルによる計画的な活動

「京都府総合計画」の柱の一つである「地域振興計画」と「京都府農林水産ビジョン」の実現に向け効果的かつ効率的な普及指導活動による課題解決を図るため、普及指導計画を毎年樹立する。

普及指導計画の内、重点計画は「京都府農林水産ビジョン」の推進のため、個別計画は、技術者会議や巡回指導等、日頃の普及活動の中で所管地域の市町村、JA、農業者等から収集した課題によりそれぞれ樹立することとする。また、それらの計画の課題解決において必要に応じ、調査研究活動も実施する。

普及指導計画の成果報告については、農業者や関係機関等を対象とした成果報告会を実施する。

なお、普及指導計画の実施においては、内部評価、外部評価を実施し、PDCAサイクルに基づき、計画的に展開する。



(イ) 京都府農林水産ビジョンの各戦略の目標数値による活動評価

「京都府農林水産ビジョン」に記載してある各戦略の目標数値は、京都府の農林水産業の総合評価指標であり、目標達成に向けて普及指導計画に位置づけて取り組むよう努める。

(ウ) 行政施策の成果の情報発信

普及指導活動の成果や活動を通じて行政施策の推進により成果が得られた場合は、府民に普及の役割を知っていただくため、HPに掲載するとともに、適時マスコミへのPR等、積極的に情報発信に努める。

(エ) スマート機器等の活用

EメールサービスやSNSを活用して、効果的・効率的に情報を伝達する。
オンライン講習会等の非接触による普及指導活動は、「新しい生活様式」に対応した活動方法であり、現場の状況に応じて活用する。

(オ) 補助事業、制度資金等の活用支援

普及指導活動の一環として、農業者等（農業を担うべき者を含む）が補助事業、制度資金等を活用する場合は、経営面での負担を十分に考慮するとともに、計画活動に位置づけ、目標が達成できるよう伴走支援するように努める。

(カ) 重点プロジェクト計画の実施

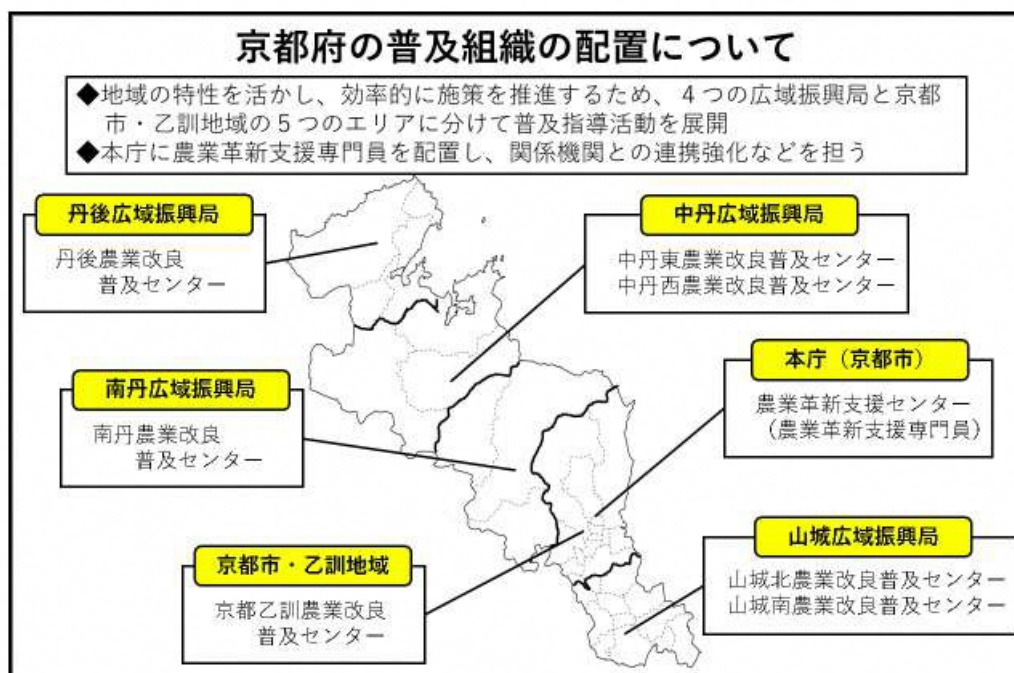
総合的な普及指導活動を展開するため、農業革新支援専門員等が地域農業の生産や流通面の革新を行う活動を重点プロジェクト計画として設定し、普及センター等と連携して実施する。

(2) 普及指導員の配置及び普及組織・活動体制の整備

「京都府総合計画」の地域振興計画及び「京都府農林水産ビジョン」の目標を達成するため、広域振興局農林商工部等において効率的な組織及び普及指導員の配置に努める。

また、農産課に農業革新支援センター機能を整備し、農業革新支援専門員を配置する。農業革新支援専門員は、高度な専門性を有し、行政・研究・教育機関等との連携強化による府の施策課題への対応や専門分野ごとの普及指導活動の指導、普及指導員の資質向上、先進的な農業者や法人への高度かつ専門的な支援を担う。

さらに、農業革新支援専門員はこれらの普及組織・活動体制の機能が十分に発揮され、効果的に施策を推進する観点から、現場での課題解決の参考となる事例について、情報提供に努める。



3 研修教育の充実強化

（1）農業大学校における研修教育の充実

農業大学校については、農業者研修教育施設として、教育カリキュラムの充実に努めるとともに、普及センターと協力しながら就農支援のため、農業の実践者と農業大学校生の積極的な交流や実地研修の充実を図る。

また、引き続き、農業者のスキルアップを図るとともに、社会人等でこれから新しく農業を始めたい人についての研修を実施することとし、普及センターとの連携を強化する。

（2）地域における研修教育の充実

京都農人材育成センターとの連携により、高度な経営感覚を持つ農人材を育成する。普及センターは、主に地域段階における新規就農から農業経営の発展段階に応じた研修やスキルアップに必要な研修への誘導、フォロー等を先進的な農業者の協力を得て伴走支援に努める。

第6 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

1 農業に関する教育への協力

農業への理解を持っていただくよう、小学校で行われている総合学習や京都府が行っている出前講座等教育機関や関係機関が行う農業に関する教育に関しては積極的に協力する。

2 他の普及組織・団体等との連携

農山漁村地域の活性化について各分野にまたがる課題については、林業及び水産業に関する普及指導員、普及組織及び商工会議所等他の産業とも連携して対応する。